

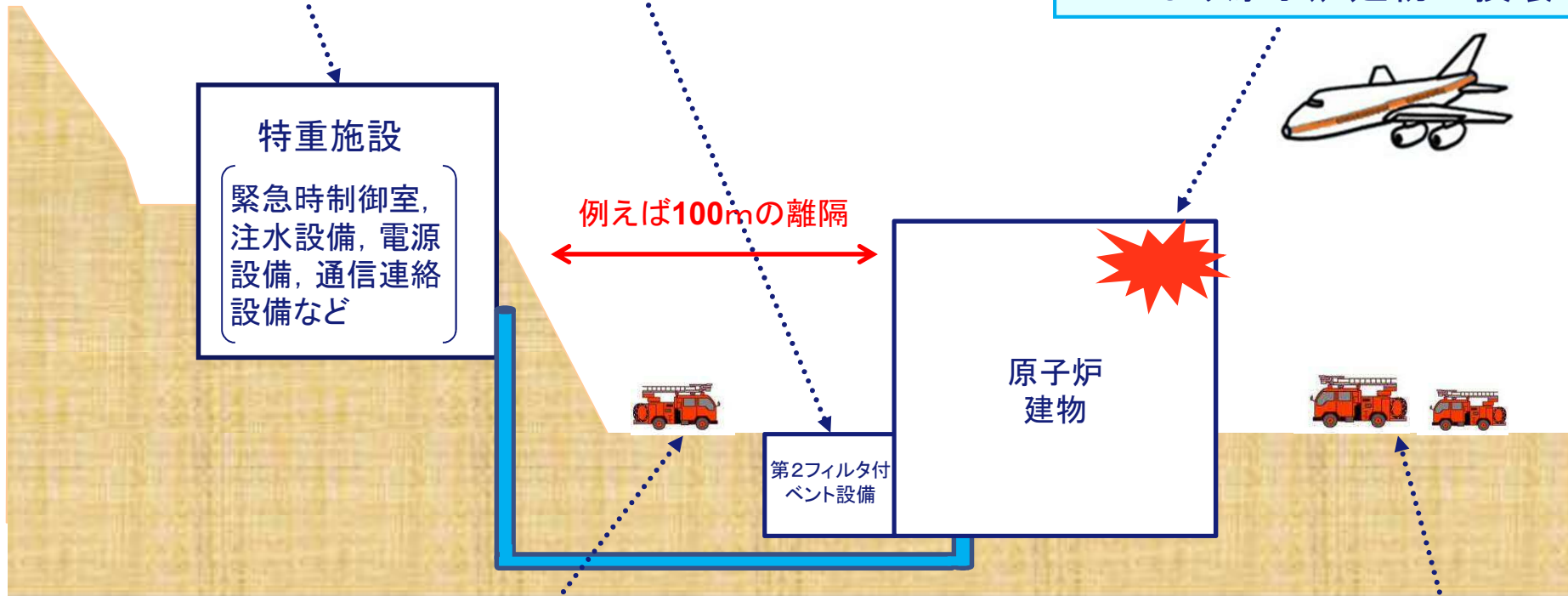
- 特定重大事故等対処施設(以下「特重施設」という。)は、故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム(以下「テロ等」という。)により、炉心の損傷が発生するおそれがある場合などに対し、放射性物質の放出を抑制するための施設です。
- 発電所では、重大事故等に対応するため、重大事故等対処設備として送水車等の可搬型設備等を配備していますが、特重施設は、安全対策のバックアップとして、原子炉格納容器破損防止対策に対する信頼性をさらに向上させるためのものです。
- この施設には、原子炉圧力容器や原子炉格納容器の減圧・注水機能を有する設備およびこれら进行操作する緊急時制御室等を設置し、頑健な建物に収納します。

2. 特定重大事故等対処施設の概要(イメージ)

2

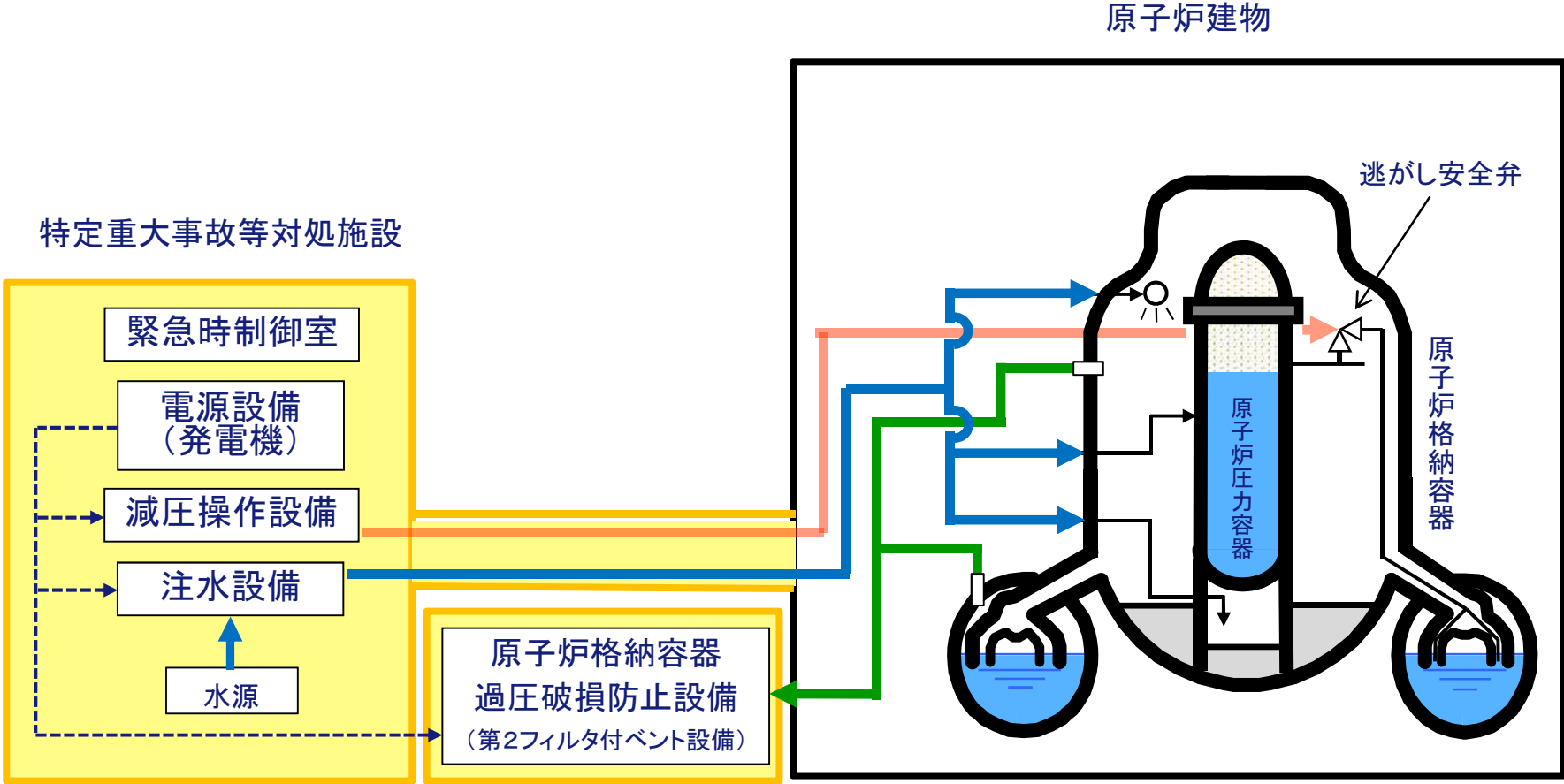
③ 重大事故等対処設備の更なるバックアップとして、特重施設で原子炉格納容器の破損を防止

① 故意による航空機衝突により原子炉建物が損壊



② 送水車等の可搬型設備(重大事故等対処設備)にて原子炉格納容器を冷却

3. 特定重大事故等対処施設の設備概要



4. 特定重大事故等対処施設の主要設備

(1) 減圧操作設備

既設の逃がし安全弁を動作させ、原子炉圧力容器内の圧力を減圧します。

(2) 注水設備

専用の水源及びポンプ等を設置し、原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内を冷却するために注水／スプレーします。

(3) 原子炉格納容器過圧破損防止設備(第2フィルタ付ベント設備)

重大事故等に対処するための設備である第1フィルタ付ベント設備に加え、専用の第2フィルタ付ベント設備を設置し、放射性物質を低減させながら原子炉格納容器内ガスを排気／減圧します。

(4) 電源設備(発電機)

発電所内の電源がすべて失われた場合にも、減圧操作設備、注水設備、原子炉格納容器過圧破損防止設備(第2フィルタ付ベント設備)等に必要な電源を供給するための、専用の発電機を設置します。

(5) 緊急時制御室

中央制御室が使用不可能で重大事故等対処設備が機能しない場合に、特重施設の減圧操作設備、注水設備、原子炉格納容器過圧破損防止設備(第2フィルタ付ベント設備)等の操作ができ、原子炉及び原子炉格納容器内の状態を把握するための各種パラメータの監視ができる制御室を設置します。

また、中央制御室及び緊急時対策所等と連絡できる通信連絡設備を設置します。